

1. 件 名：東北電力株式会社東通及び女川原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の読み替え及び女川3号機のERSSの伝送について

2. 日 時：令和3年12月20日 15:15～15:30

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、澤村防災専門官、和田専門職

東北電力株式会社

原子力本部原子力部（原子力防災・防護）課長他2名

5. 要 旨

○ 原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

東北電力株式会社から、原子力防災組織業務の一部を委託する法人について変更（東北発電工業株式会社がA社に一部再委託している業務を、直接A社に委託）を予定していることから、同社東通及び女川原子力発電所の原子力事業者防災業務計画について「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に示す軽易な変更該当すると考えていることから、本視点に基づき読み替え対応する旨説明があった。（資料1）

原子力規制庁から、原子力防災組織の変更のため、軽易な変更該当しないことから関係自治体との協議など必要な手続きを行うよう伝えた。

東北電力株式会社から、対応するとの回答があった。

○ 女川3号機のERSSの伝送について

東北電力株式会社から、令和3年度末に使用済燃料貯蔵槽に関するデータについて、ERSSへの伝送準備を進めていたが、女川原子力発電所3号機において、新型コロナウイルス感染症の影響によりプロセス計算機更新工事に関する部品の納入が遅れており、工事完了が遅れる見通しとなった旨説明があった。（資料2）

原子力規制庁から、使用済燃料貯蔵槽に関するデータは重要なパラメータであることから、現在見通している時期に伝送できるよう着実に進めるよう伝えた。

東北電力株式会社から、対応していく旨回答があった。

6. その他

配布資料

資料1:「原子力防災組織業務の一部を委託するもの」の変更について

資料2:新規制基準未適合炉に係る緊急時対策支援システム伝送項目追加
対応について